

# ながおか市政だより号外

平成25年8月13日発行

## 平成25年7月・8月豪雨で 被災された方々を全力で支援します

このたびの豪雨で被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

この冊子は、被災された方々が、一日でも早く生活の再建ができるよう、支援制度などをまとめたものです。市では被災された方々の支援に全力を挙げています。不明な点がありましたら、担当の各部署にお問い合わせください。

### ■目 次

1	被災者生活再建支援金制度	P. 3
2	住宅応急修理制度	P. 4
3	被災住宅への支援	P. 6
4	市税や各種使用料等の減免と納付	P. 7
5	経営資金の融資等	P. 13
6	農林業施設等の災害復旧支援策	P. 14

新たな支援制度が決まり、今の支援制度の基準が緩和されたりしたときには、市政だよりなどでみなさまにお知らせします。

長岡市危機管理防災本部 **〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10**  
**☎0258-39-2262 FAX0258-39-2283**

## 担当課・相談窓口一覧

支援制度等の項目		ページ	担当	受付窓口	受付時間(平日)	土日祝	電話番号
下記のほかの災害に関する全般的相談			危機管理防災本部	なんでも相談窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2262
り災証明	2	資産税課	税金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2213	
被災者生活再建支援金制度	3	危機管理防災本部	なんでも相談窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2262	
住宅応急修理制度	4						
へ被災支援宅	災害復興住宅資金貸付金利子補給金	6	住宅施設課	大手通庁舎5階	午前8時30分～午後5時15分		39-2265
	被災住宅の解体廃棄物の運搬・処分	環境施設課	環境衛生センター(寿3)	午前8時30分～午後5時15分		24-2838	
	浄化槽くみ取り費用の助成		下水道課	ながおか市民センター3階	午前8時30分～午後5時15分		39-2235
	個人市民税の減免		市民税課	税金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2212
市税等の減免と納付	固定資産税・都市計画税の減免	8	資産税課	税金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2213
	市税の納付相談	13	収納課	税金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2214
	国民健康保険料の減免	9	国保年金課	健康保険・年金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2220
	後期高齢者医療保険料の減免						39-2317
	介護保険料の減免		介護保険課	福祉窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2245
その他一部負担金や使用料などの減免	国民健康保険の一部負担金	10	国保年金課	健康保険・年金窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2006
	国民年金保険料						39-2250
	後期高齢者医療制度の一部負担金						39-2317
	介護保険サービス利用料		介護保険課	福祉窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2245
	保育料・市立幼稚園授業料		保育課	幸町分室2階(幸町1)	午前8時30分～午後5時15分		39-2219
	障害福祉サービス等利用料	11	福祉課	福祉窓口(※1)	午前8時30分～午後8時	※2	39-2218
	医療費助成制度の一部負担金						39-2319
	水道料金		水道局業務課	水道局(水道町2)	午前8時30分～午後5時15分		35-1618
	下水道使用料	12	下水道課	ながおか市民センター3階	午前8時30分～午後5時15分		39-2235
	し尿くみ取り手数料		環境業務課	環境衛生センター(寿3)	午前8時30分～午後5時15分		24-2837
	災害ごみの処理手数料						
経営資金の融資等		13	商業振興課	大手通庁舎6階	午前8時30分～午後5時15分		39-2228
農林業施設等の災害復旧支援	農地・農林業施設の災害復旧補助	14	農林整備課	ながおか市民センター5階	午前8時30分～午後5時15分	※2	39-2224
	農林業施設災害復旧工事原材料支給など						
	緊急用水確保用応急復旧原材料支給など	15	農政課	ながおか市民センター5階	午前8時30分～午後5時15分		39-2223
	養鯉池の災害復旧事業費補助						
	養鯉池の管理用道路応急復旧工事関連						
	病害虫緊急防除対策事業						
	被災農水産業者経営支援低金利金利子補給						

※1 アオーレ長岡東棟1階総合窓口内

※2 午前9時～午後5時

### 各 支 所

中之島支所 **☎66-2002**  
 越路支所 **☎92-3111**  
 三島支所 **☎42-2221**  
 山古志支所 **☎59-2330**  
 小国支所 **☎95-3111**

和島支所 **☎74-3111**  
 寺泊支所 **☎75-3111**  
 柄尾支所 **☎52-2151**  
 与板支所 **☎72-3100**  
 川口支所 **☎89-3111**

### り災証明書の発行

担当：資産税課 **☎39-2213**

り災証明書は、家屋に被害があった人を対象に、アオーレ長岡東棟1階税金窓口および各支所市民生活課で発行します。印鑑(認め印でも可)と身分証明書をお持ちください。  
 なお、代理人が申請する場合は委任状が必要です。

# 1 被災者生活再建支援金制度

担当：危機管理防災本部 ☎39-2262  
各支所地域振興課（2ページ参照）

住宅に多大な被害を受けた方に、生活の再建を支援し、被災地の速やかな復興を図るため支援金を交付します。なお、県の支援金はこの中に含まれています。

## 1 交付対象世帯

### （1）全壊世帯

住宅が全壊の被害を受けた世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯を含む。）

### 半壊解体世帯とは

住宅が大規模半壊または半壊の被害を受け、住宅の倒壊による危険を防止するためや、住宅に居住するための補修費が著しく高額となるなどのため、住宅を取壊す世帯  
敷地被害解体世帯とは

地すべりが発生した場合等、住宅の敷地に被害が発生し、住宅の倒壊による危険を防止するためや、住宅に居住するために必要な補修費が著しく高額となるなどのため、住宅を取壊す世帯

ただし、半壊解体世帯及び敷地被害解体世帯は、住宅の被害判定に変更はなく、被災住宅を全部解体（建物の用途を問わず構造上一体となる部分が残っていない状態）した場合に、制度上、全壊世帯として取り扱うものです。

### （2）大規模半壊

住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯

### （3）半壊

住宅が半壊の被害を受けた世帯

### （4）床上浸水

住宅が床上浸水の被害を受けた世帯

## 2 支援額

住宅の被害状況、再建方法などに応じて交付します。

交付された支援金は使途を限定しない定額（渡しきり）方式となります。

（単位：万円）

被害状況	世帯構成	基礎支援金（注1）	加算支援金（注2）		計
全 壊	2人以上	200	建設・購入	200	400
			補 修	100	300
			賃 借	50	250
	单 身	150	建設・購入	150	300
			補 修	75	225
			賃 借	37.5	187.5

大規模 半 壊	2人以上	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
半 壊	单身	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
床上浸水	2人以上	50	—	—	50
	单身	37.5	—	—	37.5
床上浸水	2人以上	30	—	—	30
	单身	22.5	—	—	22.5

(注1) 基礎支援金は、住宅の被害の程度に応じて交付する支援金

(注2) 加算支援金は、住宅の再建方法に応じて交付する支援金で、再建方法が複数の場合は、それぞれの再建方法に応じた支援金のうちいずれか多い額となります。

加算支援金の交付には、再建方法を証する書類が必要です。

「補修」の区分で加算支援金を申請した後に、「建設・購入」の区分へ変更申請することができます。

なお、再建方法の区分は次のとおりです。

①居住する住宅の「建設」

新築住宅の所有名義に被災世帯構成員の名義が含まれていること

②居住する住宅の「購入」

購入住宅の所有名義に被災世帯構成員の名義が含まれていること

③居住する住宅の「補修」(一部を使用して補修する場合)

個人が借家や被災住宅を所有していること（法人所有の場合は対象となりません）

「住宅応急修理制度」により住宅補修し、その自己負担があること（自己負担がない場合は対象となりません）

④居住する住宅の「賃借」(公営住宅を除く)

被災した賃貸住宅に引き続き居住すること

また、被災住宅を取り壊し、賃貸住宅に居住する場合も含まれます。

### 3 支援金交付の手続き

床上浸水以上の被害を受けた世帯に、8月下旬までに申請に必要な文書を送付します。

## 2 住宅応急修理制度

担当：危機管理防災本部 ☎39-2262  
各支所地域振興課（2ページ参照）

大規模半壊または半壊した住宅を応急修理する場合、長岡市が業者に委託して一定の範囲内で修理する制度です。なお、県の住宅応急修理制度についてもこの中に含んでいます。

災害救助条例に基づく応急修理（所得制限あり）と要綱に基づく応急修理支援制度（所得制限なし）があります。世帯収入の状況によっては、条例に基づく応急修理が利用できない

場合があります。

## 1 対象世帯

次の全ての要件を満たす世帯

- ①大規模半壊または半壊の被害を受けたこと

※全壊であっても、応急修理を行ってその住宅に引き続き居住する場合は対象となることがあります。

- ②応急修理を行うことによって、避難所などへの避難が不要になると見込まれること

- ③応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む。）を利用しないこと

## 2 条例に基づく所得制限

半壊世帯のみ所得制限があり、平成24年中の世帯全体の年収が、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全体の年収が500万円以下

- ②世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯

- ③世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

・収入の算出方法

収入は、被災日の前年（平成24年中）の収入で算定します。世帯の中で所得がある人全てについて、「地方税法による総所得金額」を下表の左側（総所得金額）の区分により右側（収入の額）の欄の計算式で計算します。世帯の中で所得がある人全員の収入額を求めた後、その合計額を世帯全員の収入額として、これにより認定を行います。

この場合の総所得金額は、収入金額から必要経費などを差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいいます。株式譲渡所得、土地建物等の長期・短期譲渡所得、土地の譲渡等に係る事業所得、先物取引に係る雑所得、退職所得、山林所得等は総所得金額に含まれません。

総所得金額 (A)	収入の額
97万5千円以下	(A) + 65万円
97万5千円を超え108万円以下	(A) ÷ 0.6
108万円を超え234万円以下	(A + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え474万円以下	(A + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え780万円以下	(A + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(A + 170万円) ÷ 0.95

※給与所得者の場合 納入金額 - 給与所得控除額

※事業所得者の場合 収入金額 - 必要経費

1円未満の端数は切り捨てます。

## 3 住宅の応急修理の範囲

豪雨災害の被害と直接関係のある修理のみを対象とし、日常生活に欠かせない部分で、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所となります。具体的には次のとおりですが、家電製品、建て付け以外の食器棚などは対象外となります。

- ①屋根、柱、床、外壁、基礎などの基本部分
- ②ドア、窓などの開口部
- ③上下水道、電気、ガスなどの配管、配線
- ④トイレなどの衛生設備

#### 4 応急修理の期限

応急修理の完了状況などを踏まえ、県と協議のうえ決定します(決定次第お知らせします)。

#### 5 限度額

被害区分	限度額
大規模半壊	152万円
半壊	102万円

※所得制限により条例に基づく応急修理ができない場合は、半壊の上記限度額は102万円から50万円となります。

#### 6 住宅応急修理の手続き

半壊以上の被害を受けた世帯に、8月下旬までに申請に必要な文書を送付します。

なお、手続きに修理前の写真が必要となりますので、応急修理が必要な箇所は事前に写真を数枚撮影しておいてください。

### 3 被災住宅への支援

#### 1 災害復興住宅資金貸付金利子補給金

担当：住宅施設課 ☎39-2265

被災した住宅の建設、購入または補修するために金融機関等から資金を借り入れた場合に、利子補給します。

対象者	市内に住所を有する個人で、次の全てに該当する人 (1) 平成25年7月・8月豪雨の被災者 (2) 平成28年7月31日までに金融機関などから復興資金の融資を受けている
対象となる借入先	(1) 民間金融機関 (2) 独立行政法人住宅金融支援機構 (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構 (4) 地方公務員共済組合、その他貸付事業を行う団体 (5) 融資制度について明文の規程を有する事業所等
借入対象額の限度額	(1) 住宅の建設、購入 1,100万円 (2) 住宅の補修 590万円
補給期間	融資を受けた日から5年間
補給率	上限1.0%
申込期限	平成28年8月1日まで

## 2 被災住宅の解体廃棄物の運搬・処分 担当：環境施設課 ☎24-2838

半壊以上と被害認定された住宅の、解体や修繕で出る廃材、トタン、瓦、タイル、土壁などの運搬・処分の費用を長岡市が負担します。

### 1 対象となる建物

「半壊以上」の被害認定を受けた住宅（アパート、貸家、空家、小屋、倉庫などを除く）

「全壊」の被害認定住宅は、「修繕・解体で出る廃棄物」が対象です。「大規模半壊」「半壊」の被害認定住宅は、「修繕で出る廃棄物」が対象となります。

既に、対象となる建物の解体または修繕が終了した場合や支払いが終了している場合も対象となります。その場合は、被害状況を記録した写真や見積書、領収書などが必要となりますので大切に保管してください。

### 2 手続きの方法

解体・修繕の業者が決まってから、環境施設課で手続きを行ってください。

## 3 净化槽くみ取り費用の助成

担当：下水道課 ☎39-2235

### (1) 対象者

浄化槽（単独処理浄化槽を含む）に土砂が入り、通常の維持管理などができない人

### (2) 助成の内容

土砂のくみ取り費用の全額を助成します。

※故障による修理費は対象となりません。

## 4 市税や各種使用料等の減免と納付

### ■税や各種使用料・手数料などの減免

災害で住宅などに一定以上の損害を受けた人は、その損害の程度に応じて市税などの「減免」が受けられます。

## 1 個人市民税の減免（申請不要）

担当：市民税課 ☎39-2212

### (1) 対象者

災害時に居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、床上浸水以上の被害と認定（家財については住宅と同程度の被害があったものとします。）された場合で、平成24年中の合計所得金額が1,000万円以下の人

### (2) 減免割合

平成25年度の個人市民税について、次の割合で減免します。

合計所得金額 損傷の程度	減 免 の 割 合		
	床上浸水	半壊または 大規模半壊	全 壊
500万円以下であるとき	2分の1	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	4分の1	4分の1	2分の1
1,000万円以下であるとき	8分の1	8分の1	4分の1

※個人市民税が減免されると個人県民税も一緒に減免されます。

(3) 手続きの方法

住宅の被害調査の認定結果に基づき減免しますので、申請などの手続きは不要です。

※時期や方法などについては、決まり次第該当する人にお知らせします。

## 2 固定資産税・都市計画税の減免

担当：資産税課 ☎39-2213

家屋（住家、非住家）、土地、償却資産に一定以上の被害があった人や事業所を対象に、損害の程度に応じて減免します。

(1) 適用される範囲

ア 家 屋

- ・住家は床上浸水以上
- ・非住家は半壊以上

イ 土 地 当該面積の10分の2以上に被害を受けたとき

ウ 償却資産 決定価格の10分の2以上の被害を受けたとき

(2) 減免割合

ア 家屋（申請不要）

損害の程度	減免の割合	備 考
全 壊	全 部	住家・非住家ともに対象
大規模半壊	10分の6	
半 壊	10分の4	
床 上 浸 水	10分の4	住家のみ対象 ※

※店舗等を兼ねる併用住宅については、住宅部分の床上（畳、フローリング等）が浸水した場合、対象とします（非住宅部分の土間等のみ浸水した場合は対象外）。

イ 土地（申請必要）

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※著しい土地の崩落または土砂の流入による埋没もしくは著しく沈下した土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外です。

ウ 償却資産（申請必要）

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没などにより償却資産の原形をとどめないとき、または修理不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8

償却資産に損傷を受け、使用目的を著しく損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
償却資産に損傷を受け、使用目的を損じ、修理を必要とする場合で、当該償却資産の決定価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※損害程度の判定は、償却資産一品ごとに決定価格（評価額）と修繕料などとの割合で行い、軽減する課税標準額を算出します。

※減免を受けるには、申請書と併せて平成25年度償却資産申告書（事業者控用）の写しが必要です。

### 3 国民健康保険料の減免（申請不要） 担当：国保年金課 ☎39-2220

対象者と減免割合は、個人市民税と同じです。

ただし、国民健康保険料は世帯の合計所得金額で減免割合を決定します。

### 4 後期高齢者医療保険料の減免（申請必要） 担当：国保年金課 ☎39-2317

#### （1）対象者

災害時に居住していた住宅、家財などが著しい被害を受け、その損害程度（保険金などの補てんされる金額控除後）が3割以上の場合で、平成24年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下の被保険者

#### （2）減免割合

国保年金課後期高齢者医療係（☎39-2317）にお問い合わせください

### 5 介護保険料の減免（申請不要） 担当：介護保険課 ☎39-2245

対象者と減免割合は、個人市民税と同じです。

ただし、介護保険料は世帯の合計所得金額で減免割合を決定します。

### 6 その他一部負担金や使用料等の減免

#### ●国民健康保険の一部負担金（申請必要） 担当：国保年金課 ☎39-2006

#### （1）対象者

次のいずれかに該当する国民健康保険被保険者

①災害時に居住していた住宅に床上浸水以上の被害があったため、市民税が減免された世帯の人

②市民税非課税世帯の人で、災害時に居住していた住宅に床上浸水以上の被害があったとき

#### （2）減免割合

損害の程度	減免の割合
全 壊	全 部
半壊または大規模半壊	2分の1
床上浸水	2分の1

## ●国民年金保険料（申請必要）

担当：国保年金課 ☎39-2250

### (1) 対象者

- ①災害時に居住していた住宅に半壊以上の被害があった人
- ②家財、その他の財産について、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人

### (2) 減免割合

- 保険料の免除は、全額、4分の3、半額、4分の1免除のいずれかを選択できます。
- ただし、①全額免除の期間分の年金受給額は2分の1に減額されます。
- ②4分の3免除の期間分の年金受給額は8分の5に減額されます。
  - ③半額免除の期間分の年金受給額は4分の3に減額されます。
  - ④4分の1免除の期間分の年金受給額は8分の7に減額されます。

## ●後期高齢者医療制度の一部負担金（申請必要） 担当：国保年金課 ☎39-2317

### (1) 対象者

次のいずれかに該当する後期高齢者医療被保険者（保険金等の補てんされる金額が多い場合、減免とならないことがあります）

- ①市民税が非課税または市民税が減免されている、もしくは減免の対象となる人
- ②後期高齢者医療制度の保険料が減免されている、または減免の対象となる人

### (2) 減免割合

損害の程度	減免の割合
全壊	全 部
半壊または同程度	2分の1

## ●介護保険サービス利用料（申請不要）

担当：介護保険課 ☎39-2245

### (1) 対象者

災害時に居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、床上浸水以上の被害と認定（家財については住宅と同程度の被害があったものとします。）された場合で、平成24年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下の人

### (2) 減免割合

合計所得金額 損傷の程度	減 免 の 割 合		
	床上浸水	半壊または 大規模半壊	全 壊
500万円以下であるとき	2分の1	2分の1	全 部
750万円以下であるとき	10分の3	10分の3	2分の1
1,000万円以下であるとき	10分の2	10分の2	10分の3

## ●保育料・へき地保育園使用料・市立幼稚園授業料

担当：保育課 ☎39-2219

### (1) 対象者

豪雨により、その居住する家屋が床上浸水以上の損害を受けた人

(2) 減免割合

損害の程度	減免の割合	期間
全 壊	全 額	6カ月
半壊以上	2分の1	
床上浸水	10分の3	3カ月

●障害福祉サービス等利用料（申請不要）

担当：福祉課 ☎39-2218

(1) 対象者

居住していた住宅が、市で実施した住宅の被害調査の結果、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」または「床上浸水」と認定（家財については住宅と同程度の損害があったものとします。）された場合で、平成24年中の本人および配偶者の合計所得金額（児童の場合は世帯の合計所得金額）が1,000万円以下の人

(2) 減免割合

損害の程度	減免の割合
全 壊	全 部
半壊または大規模半壊	2分の1
床上浸水	2分の1

※減免については、受給者証の（六）面、または登録証の（二）面に記載されている「利用者負担上限月額」の負担額です。

●医療費助成制度の一部負担金（申請必要）

担当：福祉課 ☎39-2319

(1) 対象となる医療費助成

- ①子どもの医療費助成（子ども）
- ②重度心身障害者医療費助成（県障）
- ③ひとり親家庭等医療費助成（県親）
- ④老人医療費助成（県老）
- ⑤妊娠婦医療費助成（妊娠婦）

(2) 対象者

次のいずれかに該当する上記（1）の医療費助成制度の該当者

- ①住宅に床上浸水以上の被害があったため、市民税が減免された世帯の人
- ②市民税非課税世帯の人で、居住していた住宅に床上浸水以上の被害があったとき

※「重度心身障害者」、「ひとり親家庭等」の所得制限は適用しません。

(3) 減免割合

損害の程度	減免の割合
全 壊	全 部
半壊または大規模半壊	
床上浸水	

●水道料金・下水道使用料(申請不要) 担当: 水道局業務課(水道料金) ☎ 35-1618  
担当: 下水道課(下水道使用料) ☎ 39-2235

(1) 対象者

床上・床下浸水、損壊の被害を受けた水道・下水道使用者

(2) 減免の内容

前年同期の水量と比較して、超えた水量に相当する水道料金・下水道使用料

●し尿くみ取り手数料(申請不要) 担当: 環境業務課 ☎ 24-2837  
各支所市民生活課(栃尾支所は環境衛生課)

(1) 対象者

便槽(仮設トイレを除く)が浸水した世帯・事業所

(2) 減免の内容

し尿くみ取り手数料全額

●災害ごみの処理手数料 担当: ①②は環境業務課 ☎ 24-2837  
③は環境施設課 ☎ 24-2838

(1) 対象者

床上、床下浸水以上の損壊の被害を受けた世帯

(2) 免除の内容

「災害ごみ」として無料で収集(8月末まで)

(3) 注意事項

①「燃やすごみ」「燃やさないごみ」として出す場合

透明または半透明の袋に入れて、「災害ごみ」と書いて「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」の通常の収集日に決められたごみステーションに出してください。

②粗大ごみなどで持ち込みができない場合

粗大ごみなどで持ち込みができない場合は、環境業務課へ連絡してください。

③クリーンセンターへ持ち込む場合

次の各クリーンセンターに持ち込むことができます。その際は、あらかじめ持ち込むクリーンセンターに申し込んでください。

受付: 月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時

・寿クリーンセンター (寿3丁目6番1号) ☎ 24-2856

・鳥越クリーンセンター (鳥越甲2818) ☎ 47-1100

・栃尾クリーンセンター (榆原2334) ☎ 53-2205

※「燃やすごみ」と「燃やさないごみ・粗大ごみ」は、降ろす場所が違いますので、  
分けて持ち込んでください。

## ■市税や各種使用料等の納付について

平成25年7月・8月豪雨で被害を受け、市税などを納期限内に納付することが困難となった場合、納付についてのご相談をお受けします。

詳しくは、下記にご相談ください。

市税	収 納 課	☎39-2214
国民健康保険料	国保年金課	☎39-2220
後期高齢者医療保険料	国保年金課	☎39-2317
介護保険料	介護保険課	☎39-2245
保育料・へき地保育園使用料・市立幼稚園授業料	保 育 課	☎39-2219
水道料金	水道局業務課	☎35-1619
下水道使用料・下水道受益者負担金	下 水 道 課	☎39-2235

## 5 経営資金の融資等

担当：商業振興課 ☎39-2228

### 長岡市中小企業災害復旧資金

対象者	災害により、店舗、設備、商品などに直接の損害を受け、経営の安定に支障が生じた市内の中小企業者（「り災証明書」または「被災証明書」が必要です）
資金使途	復旧に必要な運転資金・設備資金
融資限度額	3,000万円
融資利率 (固定金利)	返済期間が5年以内 信用保証付き：年1.7% (その他：年2.2%) 返済期間が5年超9年以内 信用保証付き：年1.9% (その他：年2.4%)
返済期間	運転資金 7年以内 (据置1年以内含む) 設備資金 9年以内 (据置1年以内含む)

#### ●取扱金融機関

北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、商工組合中央金庫の各市内本支店および一部市外店

#### ●申し込み 取扱金融機関へ

#### ●取扱期間 随時（ただし、被害にあった日から2年以内）

## 6 農林業施設等の災害復旧支援策

### 1 農地、農林業施設の災害復旧補助事業 担当：農林整備課 ☎39-2224

国の災害復旧事業に該当しないものに市が補助します。

種 別	事業主体	補助対象要件	補 助 率
農 地	土地改良区 農家組合等	補助対象事業費が10万円以上のもの	事業費の50%以内
農業用施設	土地改良区 農家組合等	補助対象事業が10万円以上のもの	事業費の65%以内
林業用施設	森林組合 農家組合等	補助対象事業が10万円以上のもの	事業費の50%以内

※国の災害復旧事業に該当するものは、国の補助残に対して、農地60%以内、農業用施設50%以内で市が補助します。

### 2 農林業施設災害応急復旧工事原材料支給および建設機械貸付事業

担当：農林整備課 ☎39-2224

被害を最小限に食い止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを行います。

対 象 団 体	農家組合、町内会、土地改良区、水利組合、森林組合など
対 象 工 事	◇被災した農林業施設の増破防止のための工事 ◇被災したかんがい排水や交通等の機能を一時的に回復または補うための仮工事など
支 給 原 材 料	コンクリート類（生コン、ヒューム管、側溝など）、骨材類、木材類、配管材類、袋類など
貸 付 建 設 機 械	ブルドーザー、グレーダー、バックホウなど

### 3 緊急用水確保用応急復旧原材料支給およびポンプ等貸付事業

担当：農政課 ☎39-2223

用水施設などが被災し、放置すると収穫皆無もしくは大幅減収が見込まれる地区で、営農を継続するために仮設ポンプなどを設置した場合、原材料の支給やポンプの貸し付けを行います。

事 業 主 体	用水組合、農家組合、土地改良区等
対 象 工 事	被災した用水施設などの機能を一時的に回復または補うための仮工事
支 給 原 材 料	送水管類、骨材類、木材類など
貸 付 機 材	水中ポンプ、発電機など

## 4 養鯉池の災害復旧事業費補助

担当：農政課 ☎39-2223

二次災害の未然防止および錦鯉生産者の経営安定と生産振興を図るため、養鯉池の復旧を支援します。

種 別	事業主体	補助対象要件	補 助 率
養鯉池	養鯉組合等	工事費が3万円以上のもの	事業費の50%以内

## 5 養鯉池の管理用道路応急復旧工事原材料支給および建設機械貸付事業

担当：農政課 ☎39-2223

被害を最小限に食い止めるための応急復旧工事に、原材料の支給や建設機械の貸し付けを行います。

事業主体	養鯉組合など
対象工事	◇被災した管理用道路の増破防止用工事 ◇被災した管理用道路の機能を一時的に回復または補うための仮工事
支給原材料	コンクリート、骨材類、木材類、配管材類、袋類など
貸付建設機械	ブルドーザー、グレーダー、バックホウなど

## 6 病害虫緊急防除対策事業

担当：農政課 ☎39-2223

農作物が冠水・浸水した地域では病害虫の多発が懸念されるため、緊急で行う追加防除に要する薬剤購入費および防除機械の借り上げ経費などを支援します。

事業主体	農業協同組合、農業共済組合、農業者の組織する団体
対象事業	水害により病害虫の多発が予想される地域で、緊急的に行う病害虫の追加防除に要した薬剤費および防除機材の借り上げ料など
補 助 率	補助対象経費の40%程度

## 7 被災農林水産業者経営支援低金利資金利子補給

担当：農政課 ☎39-2223

被災した農林水産業者の早期の経営再建を図るため、低金利資金の利子補給を実施します。

対象者	平成25年7月・8月豪雨で被災し、復旧などに必要な資金を借り入れる農林水産業者など ※損失額などの詳細条件あり
資金用途	復旧等に必要な施設・機械の購入費など
貸付限度額	個人：1,000万円、法人・団体等：3,000万円
貸付金利	年0.65%以内（平成25年8月1日現在）
償還期間	7年以内（うち据え置き2年以内）

■発行：長岡市

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10 ☎ (0258) 35-1122(代)  
編集：広報課 ☎ (0258) 39-2202／FAX (0258) 39-2272